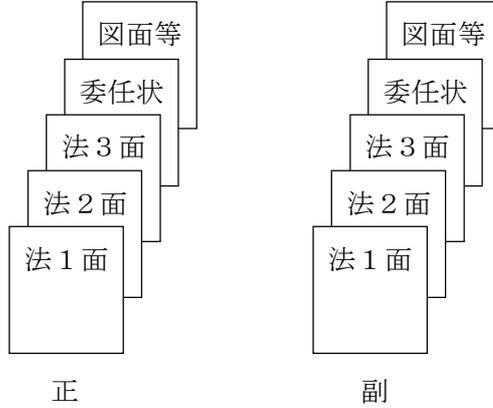


申請者のみなさんへ

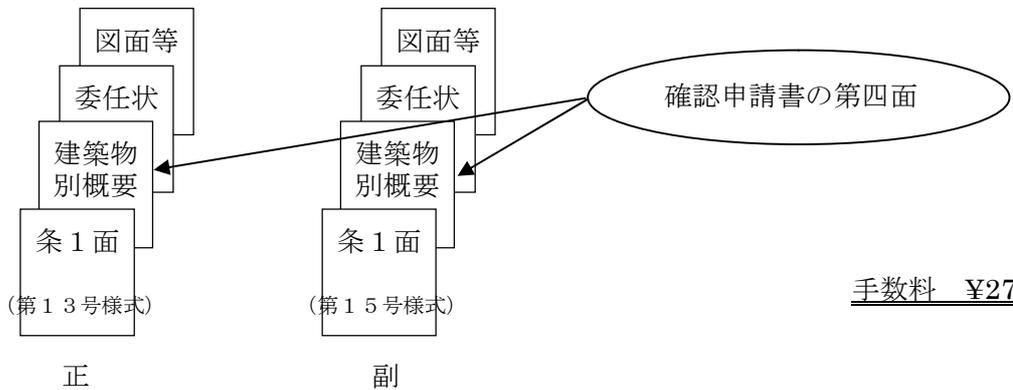
法第43条第2項第2号許可申請の場合



手数料 ¥33,000

- 法1面から法3面は法令書式
- 正のみ印鑑関係は朱肉、副はコピーでも可（2部とも同じ書式になります。）
- 図面等は細則第20条第1項に定める図書
（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・断面図・※承諾書等）
※許可基準細則に定める承諾書等の添付がない場合は、計画建築物に用途等の規制がかかります。
- その他に敷地・床面積求積図・耐火・準耐火構造関係のリスト等を添付してください。

条例第6条第2項ただし書許可申請の場合

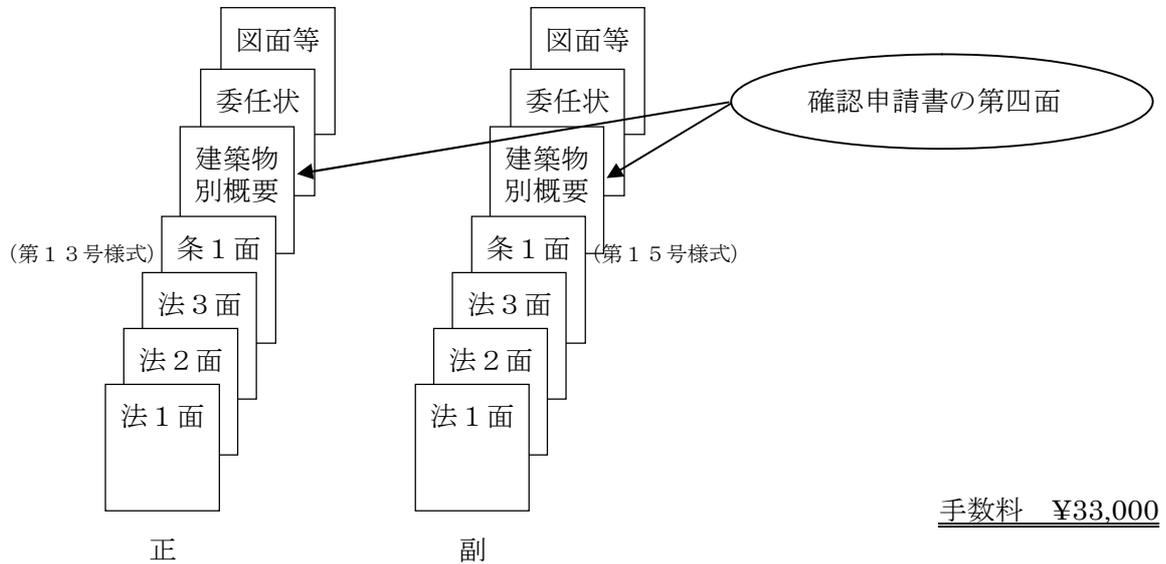


手数料 ¥27,000

- 正の条1面は『第13号様式』、副の条1面は『第15号様式』、建築物別概要として確認申請書の第四面
- 正のみ印鑑関係は朱肉、副はコピーでも可
- 建築物別概要以降は、正・副全て共通（副のみ1面だけ違う。）
- 図面は細則第20条第2項に定める図書
（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・断面図で進入口及び避難施設を表示した図）
- その他に敷地・床面積求積図・耐火・準耐火構造関係のリスト等を添付してください。

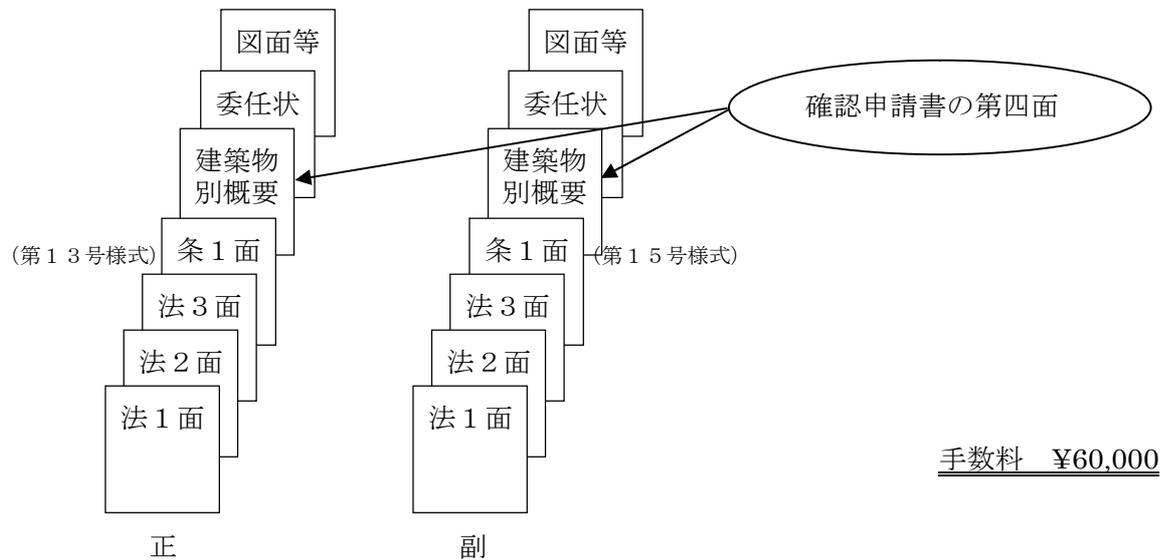
法第43条第2項第2号許可申請+条例第6条第3項許可申請の場合

(都市計画法第29条の許可に関するもの)



- 許可の同時申請は可能です。
- 詳細は表面の各申請を参照

法第43条第2項第2号許可申請+条例第6条第2項ただし書許可申請の場合



- 許可の同時申請は可能です。
- 詳細は表面の各申請を参照

●その他に不明な点がある場合は、建築審査課に直接お問い合わせ下さい。

担当：まちづくり局 指導部 建築審査課
TEL：044-200-3016